

平成22年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部訂正（H22.4.23現在）

【基本マスター】

区分番号	診療行為コード	基本漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
E100-00	305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（デジタル撮影）（単純撮影（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）））	5	注加算グループ	C026	C102	平成22年4月1日から適用
E100-00	305004870	咬翼法咬合法撮影加算（デジタル撮影）	3		新	設	平成22年4月1日から適用

【注加算テーブル】

変更区分	テーブル位置	グループ番号	基本・注加算項目				訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
			加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	124行目下挿入	C102	CE006	305004870	咬翼法咬合法撮影加算（デジタル撮影）	01	新	設	平成22年4月1日から適用	
3	124行目下挿入	C102	CE002	305001470	咬翼法撮影加算	01	新	設	平成22年4月1日から適用	
3	124行目下挿入	C102	CE003	305001570	咬合法撮影加算	01	新	設	平成22年4月1日から適用	
3	124行目下挿入	C102	CE004	305001670	新生児加算（撮影）	02	新	設	平成22年4月1日から適用	
3	124行目下挿入	C102	CE005	305001770	乳幼児加算（撮影）	02	新	設	平成22年4月1日から適用	

【きざみテーブル】

変更区分	テーブル位置	診療行為コード	告示番号	基本名称	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
3	21行目下挿入	305004870	E100-00	咬翼法咬合法撮影加算（デジタル撮影）		新	設	平成22年4月1日から適用
5	50行目	313009820	M009-00	充填（1窩洞につき）（銀錫アマルガム（複雑なもの））	きざみ点数	29	28	平成22年4月1日から適用